

技術の移転及び事業化促進に関する法律施行規則

制定	2008.09.22	知識経済部令第 28 号	他法改正	2013.03.23	産業通商資源部令第 1 号
全文改正	2010.08.31	知識経済部令第 146 号	他法改正	2014.02.04	産業通商資源部令第 48 号
他法改正	2011.10.19	知識経済部令第 207 号	一部改正	2017.04.28	産業通商資源部令第 256 号
一部改正	2012.04.17	知識経済部令第 247 号			

第 1 条(目的) この規則は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(技術持株会社の登録申請書等) ① 「技術の移転及び事業化促進に関する法律施行令」(以下“令”という)第 25 条の 4 第 1 項による技術持株会社登録申請書は、別紙第 1 号書式による。

② 第 1 項による技術持株会社登録申請書の提出を受けた産業通商資源部長官は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を介して登記事項証明書(法人のみ該当する)を確認しなければならない。〈改正 2013.3.23.〉

③ 令第 25 条の 4 第 4 項による技術持株会社登録証は、別紙第 2 号書式による。

第 3 条(信託対象技術の特許料等支援) ① 産業通商資源部長官は、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」(以下“法”という)第 22 条第 1 項により法第 35 条の 2 第 6 項による技術信託管理機関(以下“技術信託管理機関”という)に対して、「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」とその他の関連法律による特許料・登録料等の権利維持に必要な金額を、該当金額の 70 パーセント以内の範囲で支援することができる。〈改正 2012.4.17.、2013.3.23.〉

② 第 1 項による支援対象は、産業通商資源部長官が定めて告示する技術信託選別評価基準により選別しなければならない。〈改正 2013.3.23.〉

第 4 条(技術信託管理業の許可申請書等) ① 令第 34 条第 1 項による技術信託管理業許可申請書は、別紙第 3 号書式により、令第 34 条第 4 項による技術信託管理業許可証は、別紙第 4 号書式による。

② 産業通商資源部長官は、法第 35 条の 2 第 1 項により技術信託管理業を許可した場合には、その事実を令第 22 条第 1 項各号の機関に知らせなければならない。別紙第 5 号書式の技術信託管理業許可証管理台帳に記録して管理しなければならない。〈改正 2013.3.23.〉

第 5 条(技術信託管理業の変更許可申請書等) ① 技術信託管理機関が令第 35 条第 1 項による変更許可を受けようとする場合には、別紙第 6 号書式の技術信託管理業変更許可申請書に、技術信託管理業許可証と、その他に変更事項を証明することができる書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。この場合、産業通商資源部長官は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を介して登記事項証明書(法人のみ該当する)を確認しなければならない。〈改正 2013.3.23.〉

② 技術信託管理機関は、令第 35 条第 2 項各号の事項を変更するときには、変更通報書に技術信託管理業許可証と次の各号の区分による書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。ただし、「電子政府法」第

36条第1項による行政情報の共同利用を介して添付書類についての情報を確認することができる場合には、その確認で添付書類の提出に代えることができる。〈改正 2013.3.23〉

1. 法人・機関または団体の名称が変更になった場合：登記事項証明書(法人のみ該当する)または事業者登録証写本
 2. 本店または営業所の所在地が変更になった場合：登記事項証明書(法人のみ該当する)または事業者登録証写本
 3. 代表者が変更になった場合：次の各目の書類
 - イ. 登記事項証明書(法人のみ該当する)または事業者登録証写本
 - ロ. 削除 〈2017.4.28〉
- ③ 産業通商資源部長官は、第1項により変更許可をするか、第2項により変更通報書を受けた場合には、技術信託管理業許可証に変更された事項を反映して技術信託管理業許可証を発給し、技術信託管理業許可証管理台帳に変更された事項を記録して管理しなければならない。〈改正 2013.3.23〉
- ④ 技術信託管理機関は、令第35条第3項により技術信託管理業の休業または廃業を通報する場合には、別紙第7号書式の技術信託管理業休業・廃業通報書に次の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。〈改正 2013.3.23〉
1. 技術信託管理業許可証
 2. 信託者と受益者に休業または廃業の事実を通報したことを確認することができる書類

第6条(技術信託管理業の人材等の要件) ① 法第35条の2第2項第2号で“産業通商資源部令で定める人材、組織及び技術能力等”とは、次の各号のとおりである。〈改正 2012.4.17.、2013.3.23〉

1. 次の各目のいずれか一つに該当する人であって、技術信託管理業の運用に関する専門性を備えた人材(法第35条の2第2項第3号各目のいずれか一つに該当する人は除く)を5人以上役職員として確保していること
 - イ. 技術研究開発分野に3年以上従事した経歴がある人
 - ロ. 技術関連政策・企画・評価または管理業務に3年以上従事した経歴がある人
 - ハ. 技術取引または技術評価分野に3年以上従事した経歴がある人
 - ニ. 知識財産権に関する訴訟、出願または審査代理関連業務に3年以上従事した経歴がある人
 - ホ. 弁護士、弁理士、公認会計士または技術士の資格がある人
 2. 令第4条の2各号の業務を遂行することができる技術信託管理業専担部署を設置すること
 3. 法第2条第8号による技術等の選別評価を遂行することができるシステムを備えた技術能力と、技術信託管理業を運用するときに発生し得る損害を担保にするための財政能力を備えていること
- ② 第1項による人材、組織及び技術能力等に関する詳細事項は、産業通商資源部長官が定めて告示する。〈改正 2013.3.23〉

第7条(手数料) 法第35条の2第7項による手数料の基準は、別表1のとおりである。〈改正 2012.4.17〉

第8条(行政処分の基準) ① 法第35条の7第2項による行政処分の詳細基準は、別表2のとおりである。

- ② 産業通商資源部長官は、違反行為の動機、内容、違反の程度及び違反回数等を考慮して、別表2による業務停止期間の2分の1の範囲で処分期間を増やすか減らすことができる。ただし、増やす場合にも業務停止の総期間は

6ヶ月を超過することができない。〈改正 2013.3.23.〉

第9条(行政処分管理台帳) 法第35条の7による許可取消及び業務停止処分と、法第35条の8による課徴金賦課処分に関する事項は、別紙第8号書式の行政処分管理台帳に記録して管理する。

第10条(規制の再検討) 産業通商資源部長官は、第6条による技術信託管理業の人材等の要件について、2014年1月1日を基準として3年ごとに(毎3年になる年の1月1日前までをいう)その妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

[本条新設 2014.2.4.]

付則 〈知識経済部令第146号、2010.8.31.〉

この規則は、公布した日から施行する。

付則〈知識経済部令第207号、2011.10.19.〉(住民登録番号等個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定及び運営に関する特別法施行規則等一部改正令)

第1条(施行日) この規則は、公布日から施行する。

第2条(書式改正に関する経過措置) この規則施行当時、従前の規定による書式は継続して使用するが、この規則に従って改定された部分は修正して使用する。

付則 〈知識経済部令第247号、2012.4.17.〉

この規則は、2012年4月27日から施行する。

付則〈産業通商資源部令第1号、2013.3.23.〉(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第6条まで 省略

第7条(他の法令の改正) ①から⑥まで 省略

⑦ 技術の移転及び事業化促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第3条第1項・第2項、第4条第2項、第5条第1項全段・後段、同条第2項各号以外の部分本文、同条第3項、同条第4項各号以外の部分、第6条第2項及び第8条第2項本文中“知識経済副長官”をそれぞれ“産業通商資源部長官”にする。

第6条第1項各号以外の部分中“知識経済部令”を“産業通商資源部令”にする。

別紙第1号書式前面、別紙第2号書式、別紙第3号書式前面、別紙第4号書式、別紙第6号書式及び別紙第7号書式中“知識経済副長官”をそれぞれ“産業通商資源部長官”にする。

別紙第1号書式裏側及び別紙第3号書式裏側中“知識經濟部”をそれぞれ“産業通商資源部”にする。

⑧から<63>まで省略

付則 <産業通商資源部令第48号、2014.2.4.>

(行政規制基本法改正による再検討期限規定のための計量に関する法律施行規則等一部改正令)

この規則は、公布した日から施行する。

付則 <産業通商資源部令第256号、2017.4.28.>

この規則は、公布した日から施行する。